

小美玉市ふるさと同窓会応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、定住人口の増加と地域経済の活性化を図るため、市内で開催される同窓会等に要する経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、小美玉市補助金等交付規則（平成18年小美玉市規則第41号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校等とは保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校をいう。
- (2) 同窓会とは市内の学校等を卒業した者を対象に開催される親睦会等をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象者は、同窓会の主催者とする。

(補助要件)

第4条 補助金の交付の該当となる同窓会は、以下に該当するものとする。

- (1) 対象者は当該年度、25歳～30歳、35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳になる者。
- (2) 市内の店舗等で開催されること。
ただし、40名以上の場合は、近隣市町村の店舗等も対象とする。
- (3) 出席者が20名以上で、そのうち市外に住所を有する者が10名以上であること。
ただし、同学年全体の人数が30人未満の同窓会については、会員の出席者数が10人以上で、かつ、市外に住所を有する会員が出席者の半数以上であること。
- (4) 同窓会開催時に、小美玉市ふるさと情報の周知及びパンフレット等の配布を行うこと。
- (5) 記念写真（集合写真）を必ず実績報告時に提出することを了承できること。
また、その集合写真を市の広報等の素材として使用する事を了承できること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、市外に住所を有する出席者の数に2,000円を乗じて得た額と、市内に住所を有する出席者の数に2,000円を乗じて得た額の合計額とし、150,000円を限度とする。ただし、同窓会に係る経費が当該合計額に満たないときは、同窓会等の支払総額を限度とする。

2 同一の同窓会への補助金の交付は、年度内1回を限度とする。

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、次のとおりとする。

- (1) 開催案内文書の作成や送付に必要な印刷製本費及び通信費
- (2) 市内の店舗等に支払う同窓会等の開催経費

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、同窓会等の開催予定日の30日前までに、小美玉ふるさと同窓会応援事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次の書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 出席予定者の氏名及び住所を記載した名簿
- (2) 収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定により提出された申請書を審査のうえ、補助金交付の可否を決定し、小美玉市ふるさと同窓会応援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)又はふるさと同窓会応援事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助事業内容の変更)

第9条 前条に規定する交付決定通知書を受理した補助対象者(以下「補助該当者」という。)は、第7条の規定により提出した内容を変更しようとするときは、小美玉市ふるさと同窓会応援事業補助金変更申請書(様式第4号。以下「変更申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更申請書の内容を審査のうえ、小美玉市ふるさと同窓会応援事業補助金変更承認通知書(様式第5号)又は小美玉市ふるさと同窓会応援事業補助金変更不承認通知書(様式第6号)により、補助該当者に通知するものとする。

(同窓会等の要件を満たさない場合の措置)

第10条 補助該当者は、交付決定を受けた同窓会等が補助要件を満たさなくなったときは、直ちに、小美玉市ふるさと同窓会応援事業補助金取下げ申出書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定を取り消すものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助該当者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定及び補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 虚偽又は不正な申請により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 同窓会を実施しない又は同窓会の要件を満たさないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

2 前項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、小美玉市ふるさと同窓会応援事業補助金取消し通知書（様式第8号）により、補助該当者に通知するものとする。

（実績報告）

第12条 補助該当者は、同窓会等を開催した日から起算して30日を経過する日又は当該補助事業の完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、ふるさと同窓会応援事業補助金実績報告書（様式第9号。以下「実績報告書」という。）に、次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）出席者の氏名及び住所を記載した名簿
- （2）収支決算書
- （3）領収書及び請求明細書の写し
- （4）参加者全員が写る写真（1部）
- （5）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、ふるさと同窓会応援事業補助金交付額確定通知書（様式第10号）により、補助該当者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定額と交付確定額が同じときは、前条に規定する通知書を省略することができる。

（補助金の交付）

第14条 補助該当者は、小美玉市ふるさと同窓会応援事業補助金交付請求書（様式第11号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前条の規定による通知後に、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

（概算払い）

第15条 規則第8条ただし書きに規定する補助金の交付を受けようとする補助該当者は、小美玉市ふるさと同窓会応援事業補助金概算払い交付請求書（様式第12号）を市長に提出するものとする。

（補助金の返還）

第16条 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年6月1日から施行する。
- 2 この告示は、平成29年4月1日から施行する。